

単板積層材についての検査方法の一部を改正する件新旧対照条文

○単板積層材についての検査方法（昭和63年10月11日農林水産省告示第1597号）

（傍線の部分は改正部分）

新（平成20年5月13日農林水産省告示第704号）	現 行				
<p>単板積層材についての検査方法</p> <p>1 検査を分けて理化学検査（<u>温水浸せきはく離試験、冷水浸せきはく離試験、煮沸はく離試験、減圧加圧はく離試験、水平せん断試験、ブロックせん断試験、含水率試験、曲げ試験、寒熱繰返し試験、防虫処理試験又はホルムアルデヒド放散量試験に係る検査をいう。以下同じ。</u>）及び外面検査（検査であつて理化学検査以外のものをいう。以下同じ。）とする。</p> <p>2 <u>理化学検査は、抽出して行う。</u></p> <p>3 <u>外面検査は、抽出して行う。ただし、抽出して行うことが検査の能率その他の理由により適当でない</u>と認められる場合には、各個に行うことができる。</p> <p>4 検査を抽出して行う場合の抽出の割合等及び検査に係る格付の基準は、<u>5から8までに定めるところによる。</u></p> <p>5 第1種検査方法</p> <p>(1) 抽出の割合等</p> <p>ア <u>造作用単板積層材</u></p> <p>(イ) 理化学検査</p> <p>化粧加工を施さないものにあつては製造条件が同一と認められ、かつ、<u>同一の等級に格付</u>しようとする10日分以内の製造荷口を、化粧加工を施したものに<u>あつては製造条件が同一と認められる10日分以内の製造荷口を</u>検査荷口とし、その抽出の割合及び方法は、<u>単板積層材の日本農林規格（平成20年5月13日農林水産省告示第701号）別記の1の(1)及び(3)に準ずる。</u></p> <p>(i) (略)</p> <p>イ <u>構造用単板積層材</u></p> <p>(イ) 理化学検査</p> <p>製造条件が同一と認められ、かつ、同一の等級に<u>格付</u>しようとする10日分以内の製造荷口を検査荷口とし、その抽出の割合及び方法は、<u>単板積層材の日本農林規格別記の1の(2)及び(3)に準ずる。</u></p> <p>(i) 外面検査</p> <p>(イ)の検査荷口から、無作為に、<u>次の表の左欄に掲げる検査荷口の大きさの区分に従い、それぞれ右欄に掲げる数の試料単板積層材を抽出する。</u></p> <table border="1" data-bbox="174 1401 938 1458"> <tr> <td>検査荷口の大きさ</td> <td>試料単板積層材の数</td> </tr> </table>	検査荷口の大きさ	試料単板積層材の数	<p>単板積層材についての検査方法</p> <p>1 検査を分けて理化学検査（<u>浸せきはくり試験、煮沸はくり試験、減圧加圧試験、水平せん断試験、ブロックせん断試験、含水率試験、曲げ試験、寒熱繰返し試験、防虫処理試験又はホルムアルデヒド放散量試験に係る検査をいう。以下同じ。</u>）及び外面検査（検査であつて理化学検査以外のものをいう。以下同じ。）とする。</p> <p>2 <u>検査は、抽出して行う。ただし、外面検査にあつては、抽出して行うことが検査の能率その他の理由により適当でない</u>と認められる場合には、各個に行うことができる。</p> <p>3 検査を抽出して行う場合の抽出の割合等及び検査に係る格付の基準は、<u>4から7までに定めるところによる。</u></p> <p>4 第1種検査方法</p> <p>(1) 抽出の割合等</p> <p>ア <u>単板積層材（構造用単板積層材を除く。以下同じ。）</u></p> <p>(イ) 理化学検査</p> <p>化粧加工を施さないものにあつては製造条件が同一と認められ、かつ、<u>同一等級に格付</u>しようとする10日分以内の製造荷口を、化粧加工を施したものに<u>あつては製造条件が同一と認められる10日分以内の製造荷口を</u>検査荷口とし、その抽出の割合及び方法は、<u>単板積層材の日本農林規格（昭和53年8月8日農林水産省告示第106号）別記の1による。</u></p> <p>(i) (略)</p> <p>イ <u>構造用単板積層材</u></p> <p>(イ) 理化学検査</p> <p>製造条件が同一と認められ、かつ、同一の等級に<u>格付</u>しようとする10日分以内の製造荷口を検査荷口とし、その抽出の割合及び方法は、<u>構造用単板積層材の日本農林規格（昭和63年9月14日農林水産省告示第1443号）別記の1による。</u></p> <p>(i) 外面検査</p> <p>(イ)の検査荷口から、無作為に、<u>次の表に掲げる数の試料構造用単板積層材を抽出する。</u></p> <table border="1" data-bbox="1205 1401 1968 1458"> <tr> <td>検査荷口の大きさ</td> <td>試料構造用単板積層材の数</td> </tr> </table>	検査荷口の大きさ	試料構造用単板積層材の数
検査荷口の大きさ	試料単板積層材の数				
検査荷口の大きさ	試料構造用単板積層材の数				

(略)

(略)

(2) 検査に係る格付の基準

ア 造作用单板積層材

(7) 理化学検査

单板積層材の日本農林規格別記の3の(1)、(7)、(8)、(10)及び(11)により試験を行い、その結果、(1)、(7)、(8)及び(10)にあつては同別記の2により、(11)にあつては同規格第3条の基準により、当該検査荷口の造作用单板積層材の当該試験に係る合格又は不合格を判定する。

(i) 外面検査

(1)のアの(i)の規定により抽出した各試料单板積層材について单板積層材の日本農林規格に基づいてその外面検査を行い、その結果、化粧加工を施さないものにあつては格付しようとする等級の基準に達したものの数が、化粧加工を施したものにあつては合格の基準に達したものの数が、次の表の左欄に掲げる試料单板積層材の数の区分に従い、それぞれ右欄に掲げる合格とする数以上であるときは、当該検査荷口の造作用单板積層材をその等級又は合格に格付する。

表 (略)

イ 構造用单板積層材

(7) 理化学検査

单板積層材の日本農林規格別記の3の(2)から(7)まで並びに(9)及び(11)により試験を行い、その結果、(2)から(7)までにあつては同別記の2により、(9)及び(11)にあつては同規格第4条の基準により、当該検査荷口の構造用单板積層材の当該試験に係る合格又は不合格を判定する。

(i) 外面検査

(1)のイの(i)の規定により抽出した各試料構造用单板積層材について構造用单板積層材の日本農林規格に基づいてその外面検査を行い、その結果、格付しようとする等級の基準に達したものの数が、次の表の左欄に掲げる試料構造用单板積層材の数の区分に従い、それぞれ右欄に掲げる合格とする数以上であるときは、当該検査荷口の構造用单板積層材をその等級に格付する。

試料構造用单板積層材の数	合格とする数
(略)	(略)

6 第2種検査方法への移行

5に定めるところにより検査を行つた結果、その検査荷口の造作用单板積層材又は構造用单板積層材が連続して5回合格に格付されたときは、その検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合等及び検査に係る格付の基準は、7に定めるところによるものとする。

7 第2種検査方法

(1) 抽出の割合等

ア 造作用单板積層材

(7) 理化学検査

5の(1)のアの(7)の規定を準用する。この場合において、同(7)中「製造条件」とあるのは「6の規定により検査が7に定めるところによることとなつた造作用单板積層材で製造条件」

(略)

(略)

(2) 検査に係る格付の基準

ア 单板積層材

(7) 理化学検査

单板積層材の日本農林規格別記の3により試験を行い、その結果、同別記の2により合格又は不合格を判定する。

(i) 外面検査

(1)のアの(i)の規定により抽出した各試料单板積層材について单板積層材の日本農林規格に基づいてその外面検査を行い、その結果、化粧加工を施さないものにあつては格付しようとする等級の基準に達したものの数が、化粧加工を施したものにあつては合格の基準に達したものの数が、次の表の左欄に掲げる試料单板積層材の数の区分に従い、それぞれ同表の右欄に掲げる合格とする数以上であるときは、当該検査荷口の单板積層材をその等級又は合格に格付する。

表 (略)

イ 構造用单板積層材

(7) 理化学検査

構造用单板積層材の日本農林規格別記の3により試験を行い、その結果、同別記の2により合格又は不合格を判定する。

(i) 外面検査

(1)のイの(i)の規定により抽出した各試料構造用单板積層材について構造用单板積層材の日本農林規格に基づいてその外面検査を行い、その結果、格付しようとする等級の基準に達したものの数が、次の表の左欄に掲げる試料構造用单板積層材の数の区分に従い、それぞれ同表の右欄に掲げる合格とする数以上であるときは、当該検査荷口の構造用单板積層材をその等級に格付する。

試料構造用单板積層材の数	合格とする数
(略)	(略)

5 第2種検査方法への移行

4に定めるところにより検査を行つた結果、その検査荷口の单板積層材又は構造用单板積層材が連続して5回その格付しようとする等級又は合格に格付されたときは、その検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合等及び検査に係る格付の基準は、6に定めるところによるものとする。

6 第2種検査方法

(1) 抽出の割合等

ア 单板積層材

(7) 理化学検査

4の(1)のアの(7)の規定を準用する。この場合において、同(7)中「製造条件」とあるのは「5の規定により検査が6に定めるところによることとなつた单板積層材で製造条件」と、「

と、「10日分」とあるのは「30日分」と読み替えるものとする。

(イ) (略)

イ 構造用単板積層材

(ア) 理化学検査

5の(1)のイの(ア)の規定を準用する。この場合において、同(ア)中「製造条件」とあるのは「6の規定により検査が7に定めるところによることとなった構造用単板積層材で製造条件」と、「10日分」とあるのは「30日分」と読み替えるものとする。

(イ) 外面検査

5の(1)のイの(イ)の規定を準用する。この場合において、同(イ)の表は、次のように読み替えるものとする。

検査荷口の大きさ	試料単板積層材の数
(略)	(略)

(2) 検査に係る格付の基準

ア 造作用単板積層材

(ア) 理化学検査

5の(2)のアの(ア)の規定を準用する。

(イ) 外面検査

(1)のアの(イ)の規定により抽出した各試料単板積層材について単板積層材の日本農林規格に基づいてその外面検査を行い、その結果、化粧加工を施さないものにあつては格付しようとする等級の基準に達したものの数が、化粧加工を施したものにあつては合格の基準に達したものの数が69枚（本）以上であるときは、当該検査荷口の造作用単板積層材をその等級又は合格に格付する。

イ 構造用単板積層材

(ア) 理化学検査

5の(2)のイの(ア)の規定を準用する。

(イ) 外面検査

5の(2)のイの(イ)の規定を準用する。この場合において、同(イ)の表は、次のように読み替えるものとする。

試料単板積層材の数	合格とする数
(略)	(略)

8 第1種検査方法への移行

7に定めるところにより検査を行った結果、その検査荷口の造作用単板積層材又は構造用単板積層材がその格付しようとする等級又は合格に格付されない場合を生じたときは、その検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合等及び検査に係る格付の基準は、5に定めるところによるものとする。

10日分」とあるのは「30日分」と読み替えるものとする。

(イ) (略)

イ 構造用単板積層材

(ア) 理化学検査

4の(1)のイの(ア)の規定を準用する。この場合において、同(ア)中「製造条件」とあるのは「5の規定により検査が6に定めるところによることとなった構造用単板積層材で製造条件」と、「10日分」とあるのは「30日分」と読み替えるものとする。

(イ) 外面検査

4の(1)のイの(イ)の規定を準用する。この場合において、同(イ)の表は、次のように読み替えるものとする。

検査荷口の大きさ	試料構造用単板積層材の数
(略)	(略)

(2) 検査に係る格付の基準

ア 単板積層材

(ア) 理化学検査

4の(2)のアの(ア)の規定を準用する。

(イ) 外面検査

(1)のアの(イ)の規定により抽出した各試料単板積層材について単板積層材の日本農林規格に基づいてその外面検査を行い、その結果、化粧加工を施さないものにあつては格付しようとする等級の基準に達したものの数が、化粧加工を施したものにあつては合格の基準に達したものの数が69枚（本）以上であるときは、当該検査荷口の単板積層材をその等級又は合格に格付する。

イ 構造用単板積層材

(ア) 理化学検査

4の(2)のイの(ア)の規定を準用する。

(イ) 外面検査

4の(2)のイの(イ)の規定を準用する。この場合において、同(イ)の表は、次のように読み替えるものとする。

試料構造用単板積層材の数	合格とする数
(略)	(略)

7 第1種検査方法への移行

6に定めるところにより検査を行った結果、その検査荷口の単板積層材又は構造用単板積層材がその格付しようとする等級又は合格に格付されない場合を生じたときは、その検査荷口に係る工場の製品については、それ以後の抽出の割合等及び検査に係る格付の基準は、4に定めるところによるものとする。